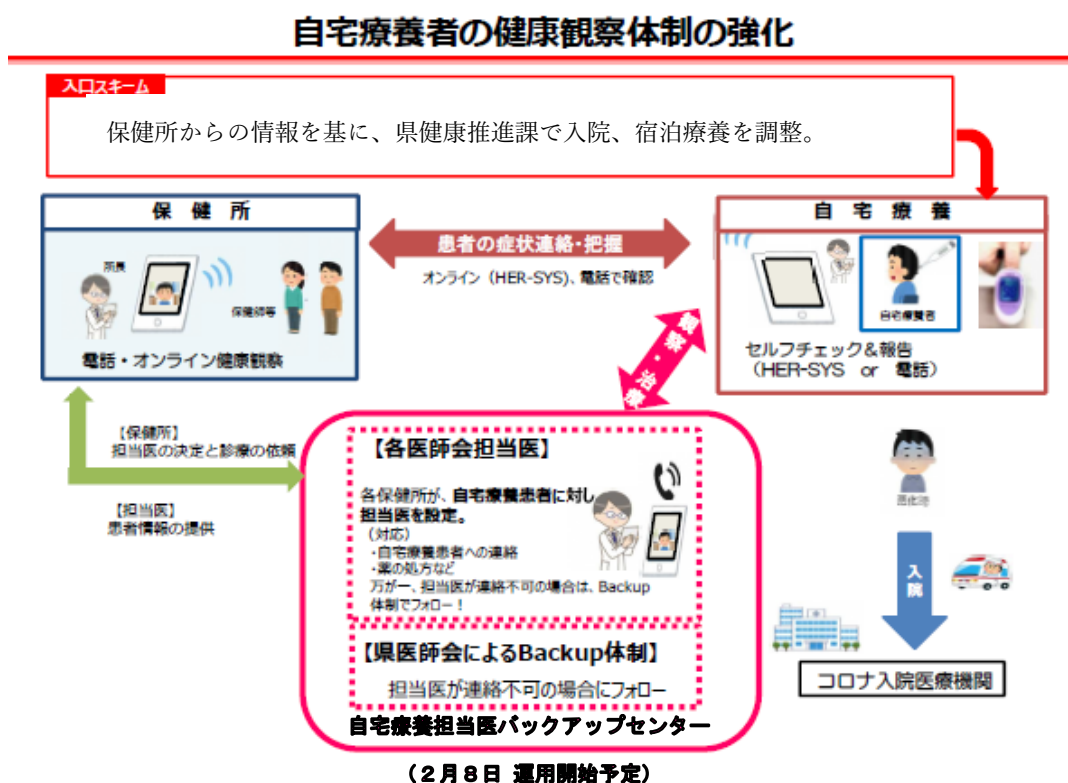


1. 事業概要

和歌山県と和歌山県医師会の協定により、自宅療養が必要な事態となった場合、無症状または軽症で県が自宅療養可能とした患者を対象に、医師会が県の要請に基づいて医療の提供や健康状態の見守りなどのフォローアップで協力する。

開始日 令和4年1月17日から

事業イメージ（和歌山県）



和歌山市では、自宅療養者のうち、診断した医療機関やかかりつけ医で、可能な場合、医療機関が**健康観察協力医療機関**（上の図では、各医師会担当医）として健康観察をお願いします。

2. 健康観察協力医療機関とは

本事業へ参加を希望する医療機関は、事前に和歌山市に対して申請を行ってください。

和歌山市では「健康観察協力医療機関」として登録します。

○「診療・検査医療機関」の指定をうけていることは本事業に参加するための要件ではありません。

健康観察事業

【おおまかな流れ】

I 登録申請

- ・登録申請書を記入し、FAXまたはメールで申請してください。
- ・登録申請書には対応患者リストがありますが、登録のみでも可能です。

II 登録

- ・和歌山市で「健康観察協力医療機関」として登録します。
- ・HER-SYSを活用して健康観察を行う場合は、健康フォローアップ担当機関のID・パスワードを発行して送付します。

III 医療機関が実施対象者を保健所へ連絡

- ・登録後、対応患者を連絡する場合は申請書の1枚目を記入して連絡ください。
- ・HER-SYSを活用する場合は、保健所にて協力医療機関と自宅療養患者の紐づけを実施。

IV 保健所から医療機関へ、発症日（自宅療養期間の始点となる日）を共有

- ・自宅療養者の発症日については、送付いただいたリストの記入欄に発症日を記入して医療機関へFAX又はメールで返送します。

IV 健康観察実施

- ・自宅療養者の健康観察を実施してください。（電話等）
申請後にすぐに始めていただいてもかまいません。
- ・1月17日（月）開始のため、既に実施いただいている健康観察についても対象です。
- ・健康観察の結果は、HER-SYSの医師所見への記入又は、健康観察連絡票で保健所へ報告してください。

V 療養解除の基準

- ・有症状の場合は発症日から10日間となります。
- ・無症状の場合は検体採取から7日間となりますが、7日間の間に症状の発症があった場合はその発症日から10日間となります。

VI 実績報告

- ・実績はHER-SYSの情報及び健康観察連絡票を基に県へ報告ください。
- ・1月17日（月）開始のため、既に実施いただいている健康観察についても対象です。

VII 協力金の交付

- ・詳細は決定次第連絡します。実績報告及び請求については県指定の書式に則り報告・請求ください。

3. 協力機関へのお願い

- ・ 診断した患者や診断後に受診した患者等の健康観察を発症日から原則10日間の療養期間中に実施した場合、協力金を交付します。
- ・ 保健所が、高齢者、基礎疾患等重症化要因を持っている人の中で、かかりつけ医等によるフォローアップが必要と判断した場合、自宅療養者が同意した場合に保健所からかかりつけ医に健康観察を依頼する場合があります。
- ・ 実施方法等
 - 発症日から原則10日間の自宅療養期間中、原則、毎日HER-SYS等で健康状態の確認（情報がある場合のみ）と毎日の架電を実施してください。
 - HER-SYSを使用する場合は、健康観察内容を健康観察タブの「医師所見」に記載してください。また、自宅療養者からの受電に関しても記述欄等に記載してください。HER-SYSを使用しない場合は、健康観察連絡票を保健所へ提出してください（健康観察終了時に提出ください。）
 - 容体が悪化し、すぐに入院が必要と判断される場合は、速やかに救急隊（119）に電話するように自宅療養者に指示してください。その後、担当保健所が入院調整をしますので、保健所へ情報共有してください。
 - 医師が入院の必要性があると判断した場合は、速やかに担当保健所に電話で情報共有してください。保健所にて入院調整します。
 - 夜間、休日の状態悪化時は、自宅療養者から自宅療養担当医バックアップセンターにおいて24時間対応の医療相談窓口を開設しておりますので、そちらをご案内いただくことも可能です。（自宅療養担当医バックアップセンターは2月8日開設予定。）
- * 陽性確定の連絡時から健康観察を開始してください。
ただし、担当保健所が入院又は宿泊療養が必要と判断するまでお願いします。
- * 陽性と判明した方全員に対して健康観察の実施を求めるものではありません。
医療機関の診療状況に応じて、自院で健康観察を行うか判断いただいて構いません。

4. 協力金について

- ・ 診療報酬外の健康観察等の電話1回につき1,500円（上限なし、相手からかかってきた場合も含む）
- ・ 実績については、HER-SYSの入力または、健康観察連絡票を基に県へ報告ください。
- ・ 実際の協力金の支払いは来月以降になります。
請求方法等が県で詳細が決まりましたら、ご連絡します。